19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　水道法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	［新設］
20 21 ～ 59 ［略］ 60 法別表第五第二十七号の二の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 61 ～ 69 ［略］	19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 20 ～ 58 ［同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	59 ～ 67 ［同上］

附　則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行及び下水道法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（流域別下水道整備総合計画の記載方法等） **第一条**　下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。 （流域別下水道整備総合計画の作成方法） **第一条の二**　法第二条の二第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一～五　（略） （流域別下水道整備総合計画の届出） **第二条**　都府県は、法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。）を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～九　（略） 2　都府県は、法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。 一・二　（略）	（流域別下水道整備総合計画の記載方法等） **第一条**　下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。 （流域別下水道整備総合計画の作成方法） **第一条の二**　法第二条の二第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一～五　（略） （流域別下水道整備総合計画の協議の申出） **第二条**　都府県は、法第二条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により流域別下水道整備総合計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに次に掲げる事項（流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。）を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～九　（略） 2　都府県は、法第二条の二第七項の規定により同条第五項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画の協議を申し出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。 一・二　（略）